

香川県知事 浜 田 恵 造 殿

「第11次香川県鳥獣保護事業計画」における愛玩飼養制度の完全廃止を求める要望書

香川の野鳥を守る会

代表 曾 根 俊 二

平素は本県の鳥獣保護行政にご尽力いただき、お礼申し上げます。

さて、平成23年9月5日付けで、環境省より「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」が告示され、現在本県の「第11次香川県鳥獣保護事業計画」の策定が進められていることと存じます。

改正された指針の第十二の4「愛玩飼養の取扱い」では、「自らの慰楽のために飼養する目的で野生鳥獣を捕獲することについては、密猟を助長するおそれがあることから、原則として許可しないこととする。このため、これまで一部認められてきた愛玩のための飼養を目的とする捕獲等については、今後、廃止を検討する。」と記載され、愛玩飼養のための捕獲は原則禁止という方向性が明確にされました。

ご存知のとおり、メジロ等を中心とした密猟は全国各地で続いています。香川県でも毎年密猟や違法飼養が摘発されていますが、そのほとんどはメジロを対象としています。

このような状況の中、各地で愛玩飼養制度は密猟者に悪用されており、例えば密猟した個体と愛玩飼養制度で捕獲した個体とのすり替えや、愛玩飼養のための捕獲許可証等を示して密猟や違法飼養の言い逃れをする等の事例が確認されています。現実の愛玩飼養制度は、設置趣旨とは全く異なる、密猟の隠れ蓑にしかありません。

また密猟問題について、本会でも多くの方に説明していますが、「愛玩飼養制度について良く知らないので、密猟や違法飼養を疑う状況に出会っても、『愛玩飼養かも』と思って通報を躊躇する」という意見を良く聞きます。愛玩飼養制度は密猟対策の混乱の元とすらいえます。

またこの他にも、別紙「例外規定を設けるべきでない理由」のような問題点があります。

現在は特定の希少種だけでなく、例えば特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に見られるように、日本在来種の生態系をも守ろうという時代です。その流れにおいて、1950年から続いている「自らの慰楽のために」在来鳥類を捕獲する愛玩飼養は、「鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとる」（基本指針）、まさに時代遅れの行為といえます。

他都道府県では、環境省の基本指針から「原則として」という文言を削除し、明確に「愛玩飼養のための捕獲は認めない」という第11次鳥獣保護事業計画を策定しつつあります。

また四国では、すでに徳島県・高知県でも完全廃止が決まったと聞いています。

ぜひ香川県でも、「原則として」という文言を削除し、いかなる例外規定も設けず、愛玩飼養のための捕獲ははっきりと禁止した「第11次香川県鳥獣保護事業計画」を策定されますよう要望いたします。

(別紙)

例外規定を設けるべきでない理由

1 愛玩飼養のための捕獲時には誰も立ち会わないため、殺傷、複数羽の捕獲、メジロ以外の鳥類の混獲などを防止できず、チェックもできません。他県では、実際にそのような事例があります。

2 主に愛玩飼養のための捕獲に用いるために、ホームセンター等でトリモチが販売されており、法制度を良く知らない方による捕獲(意図しない密猟)を助長しています。トリモチの販売自粛を求めたいところですが、愛玩飼養のための捕獲が認められているため困難であり、密猟対策に支障をきたしています。

3 基準が明確ではない、曖昧な例外規定は設けるべきではありません。

例外規定を残した場合、指針での具体的な例示である「野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等」を踏まえて判断すると考えられます。しかし厳密かつ適正に判断すれば下記①、②のように愛玩飼養制度の対象者はほとんどいなくなり、かと言って緩やかに判断すれば、指針の改正趣旨を著しく損なうことになります。

なお万一、例外規定に該当するとして捕獲許可を受けた者が、密猟行為により摘発された場合には、「野外で野鳥を観察できない高齢者等」(もしくはそうした者のために行う者である)として許可した県の判断が問われかねません。

①自ら申請する者は、例外規定には該当しません。

・高松市中央公園のような都市公園でも、メジロを含む様々な野鳥が観察可能です。県庁まで自ら申請に来れるなら、「野外で野鳥を観察」できます。また当然ながら、愛玩飼養するためのメジロは野外で捕獲しなければなりません。野外で捕獲できるなら、より容易な「野外で野鳥を観察」は当然可能です。すなわち、「自らの慰楽のために」自ら申請する者は、全て「野外で野鳥を観察できない高齢者等」には該当しません。

②同居家族による申請に対する審査は困難です。

・自ら来庁も捕獲もできない「野外で野鳥を観察できない高齢者等」のための愛玩飼養とすれば、1世帯1羽の原則から、申請者の家族など同一世帯の者しか考えられません(別世帯の者では意味がありません)。しかし申請者の同一世帯の者が「野外で野鳥を観察できない高齢者等」であることを、客観的かつ厳密に確認することは困難です。もし「野外で野鳥を観察できない高齢者等」のために鳥類を愛玩飼養するならば、4のとおり代替策を紹介すべきです。

4 愛玩飼養制度によらずとも、「野外で野鳥を観察できない高齢者等」のニーズには対応可能です。

・メジロは「野外で野鳥を観察できない高齢者等」の家族が容易に捕獲し、片手間で飼養できるものではありません。また野生動物を家庭に持ち込んだり、不衛生な飼養を行えば、「野外で野鳥を観察できない高齢者等」や家族の健康に影響しかねません。このようなニーズにこそ、ペットショップ等で販売されている飼養に適した鳥類がふさわしいと考えられます。ペットショップなら同時に飼育道具・餌も容易に入手できますし、飼養方法についても店員による助言も期待できます。

・また県内の多くの地域では、冬季に庭先に給餌台を設置すればメジロ等を含む鳥類が飛来すると考えられます。また例えば車椅子の方などであれば、本会と一緒に野鳥観察をすることも可能です。あえて愛玩飼養制度を保持してその適用に固執せず、他の手段や民間団体との連携などを検討すべきです。